

政令第一一三号

食品ロスの削減の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

食品ロスの削減の推進に関する法律の施行期日は、令和元年十月一日とする。